

戸田市ハーモナイズド・マーク等使用取扱要領

平成24年3月30日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、戸田市が定めたハーモナイズド・マーク等(イメージ・シンボルを含む。以下「ハーモナイズド・マーク等」という。)を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 ハーモナイズド・マーク等を使用する者は、あらかじめハーモナイズド・マーク等使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 戸田市が使用するとき。
- (2) その他、市長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 市長は、前条に定める申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ハーモナイズド・マーク等の使用を承認するものとする。

- (1) 原則として、戸田市及び戸田市の業務に関連しない業務に使用するとき。
- (2) 戸田市デザインマニュアルのハーモナイズド・マーク制定の趣旨を妨げるおそれがあるとき。
- (3) 戸田市及びハーモナイズド・マーク等の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき
- (5) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき、又は使用させるおそれがあるとき。
- (6) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不適当と市長が認めるとき。

2 市長は、前条に定める申請を行った者に対し、承認をしたときはハーモナイズド・マーク等使用(内容変更)承認通知書(様式第2号)を、当該承認をしなかったときはハーモナイズド・マーク等使用(内容変更)不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用期限)

第5条 使用期限は、承認日より2年を超えた日の属する年度の3月31日とする。ただし、再申請を行うことを妨げない。

(使用上の遵守事項)

第6条 ハーモナイズド・マーク等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守し

なければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 戸田市デザインマニュアルの使用方法を遵守するとともに、指定された以外の形、色等を改変しないこと。
- (3) 承認された物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更申請)

第 7 条 ハーモナイズド・マーク等の使用承認後、承認された内容について変更するとき、あらかじめハーモナイズド・マーク等使用内容変更申請書（様式第 4 号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に定める申請があった場合、その内容が第 3 条各号のいずれかに該当する場合を除き、ハーモナイズド・マーク等の使用を承認するものとする。

3 市長は、前項に定める申請を行った者に対し、承認をしたときはハーモナイズド・マーク等使用（内容変更）承認通知書（様式第 2 号）を、当該承認をしなかったときはハーモナイズド・マーク等使用（内容変更）不承認通知書（様式第 3 号）を交付するものとする。

(権利設定の禁止)

第 8 条 ハーモナイズド・マーク等を使用する者は、商標法（昭和 3 4 年法律第 1 2 7 号）による商標登録、意匠法（昭和 3 4 年法律 1 2 5 号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第 9 条 ハーモナイズド・マーク等の使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(違反等に対する取扱)

第 1 0 条 ハーモナイズド・マーク等を使用している者（使用承認を受けた者を除く。）が、この要領に違反したとき、市長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

2 ハーモナイズド・マークの使用承認を受けた者が、この要領に違反したとき、市長はキャラクター使用承認取消通知書（様式第 5 号）を交付し、その承認を取り消すことができる。

3 前項の規定により、使用承認を取り消された者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(損害賠償等)

第 1 1 条 ハーモナイズド・マーク等を使用する者が故意又は過失により戸田市に損害を与えたときは、市長はその賠償を請求することができる。

- 2 ハーモナイズド・マーク等を使用する者が、ハーモナイズド・マーク等を使用することにより第三者に対し損害又は損失を与えた場合において、市長は法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、ハーモナイズド・マーク等の取扱について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月18日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

ハーモナイズド・マーク等使用申請書

年 月 日

（宛先）

戸田市長

（申請者）

住 所

団 体 名

代表者氏名

下記のとおり、戸田市ハーモナイズド・マーク等を使用したいので申請します。

記

1 使用内容

2 使用目的

3 使用期間（予定）

年 月 日 ～ 年 月 日

4 使用数量

5 有償・無償の別

有償（売価 円） ・ 無償

有償の場合の販売方法（ ）

6 連絡先

担当者氏名

T E L

F A X

7 添付書類（図案等）

様式第2号（第3条、第7条関係）

ハーモナイズド・マーク等使用（内容変更）承認通知書

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあったハーモナイズド・マーク等使用（内容変更）
について、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 承認内容は、別添のハーモナイズド・マーク等使用（内容変更）申請書のとおりとする。
- 2 戸田市ハーモナイズド・マーク等使用取扱要領及び戸田市デザインマニュアルを遵守しなければならない。

様式第3号（第3条、第7条関係）

ハーモナイズド・マーク等使用（内容変更）不承認通知書

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあったハーモナイズド・マーク等の使用(内容変更)について、下記の理由により不承認とします。

記

（不承認理由）

様式第4号（第7条関係）

ハーモナイズド・マーク等使用内容変更申請書

年 月 日

（宛先）

戸田市長

（申請者）

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

（変更内容）

添付書類（図案等）

様式第5号（第10条関係）

ハーモナイズド・マーク等使用承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号で承認した、ハーモナイズド・マーク等の
使用については、下記の理由により、使用承認を取り消します。

記

使用承認取消理由

- 1 申請者の都合のため
- 2 使用取扱要領又は戸田市デザインマニュアルの内容に違反すると認められたため

（内容）

- 3 その他

（内容）